

小千谷商工会議所中小企業大学校研修助成金交付規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、小千谷商工会議所会員である中小企業者又はその従業員の経営及び技術に関する管理水準の向上を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第 2 条 小千谷市中小企業大学校研修補助金交付要綱の規定によるところの中小企業事業団中小企業大学校三条校（以下「中小企業大学校三条校」という。）の行う研修を受講した場合に予算の範囲内で交付する。

2 対象者は、当該年度 1 事業者当たり 3 人までとする。

(助成金の交付基準)

第 3 条 助成金の交付基準は、各研修受講料の 3 分の 1 とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、当該年度に交付できる助成金の額は、1 人当たり 1 万 5 千円を上限に 1 事業者当たりの年会費の 5 0 % 以内とする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業大学校三条校研修助成金交付申請書（別記様式 1。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して会頭に提出しなければならない。

ア 小千谷市中小企業大学校三条校研修補助金交付決定通知書（第 2 号様式）の写し

イ 小千谷市中小企業大学校三条校研修実績報告書（第 4 号様式）の写し

ウ 中小企業大学校三条校の研修の修了を証する書類の写し

エ 中小企業大学校三条校の研修受講料の支払を証する書類の写し

(交付決定等)

第 5 条 会頭は、前条に規定する申請書の提出があったときはその内容を審査して、助成金の交付を決定したときは、中小企業大学校三条校研修助成金交付決定通知書（別記様式第 2）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会頭の決するところによる。

付 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日より施行する。

(別記様式第1)

中小企業大学校三条校研修助成金交付申請書

令和 年 月 日

小千谷商工会議所
会頭 高野 史郎 様

事業所所在地

申請者 事業所名 印
代表者名

次のとおり、小千谷商工会議所中小企業大学校研修助成金交付規約第4条の規定に基づき、中小企業三条校の研修を終了したので、下記書類を添え助成金の交付を申請します。

交付申請額 _____ 円

添付書類

小千谷市中小企業大学校研修補助金交付要綱の規定による市長に提出した

- ア 小千谷市中小企業大学校三条校研修補助金交付決定通知書(第2号様式)の写し
- イ 小千谷市中小企業大学校三条校研修実績報告(第4号様式)の写し
- ウ 中小企業大学校三条校の研修の終了を証する書類の写し
- エ 中小企業大学校三条校の研修受講料の支払を証する書類の写し

※この欄は記入しないでください。

決定交付額		認印	
-------	--	----	--

下記に口座振替することを申出します。

金融機関名		預金種目	普通・当座
支店名			
口座番号		口座名義人	

(別記様式第2)

中小企業大学校三条校研修助成金交付決定通知書

谷商発第 号
令和 年 月 日

様

小千谷商工会議所
会 頭

令和 年 月 日付けで申請のあった、中小企業大学校三条校研修助成金について次のとおり交付します。

記

交付金額 _____ 円

なお、上記金額は、下記の口座に振込みます。

金融機関名		預金種目	普通・当座
支店名			
口座番号		口座名義人	